

年 報

令和6年版
(2024年版)

活動期間 令和6年1月～令和6年12月分

長崎県労働委員会事務局

ま え が き

この年報は、令和6年1月から12月までの1年間に、長崎県労働委員会において取り扱った事件の内容及び処理状況並びに当委員会の活動状況等の概要を事務局で整理収録したものです。

令和6年に当委員会において取り扱った事件は、調整事件が1件、審査事件が2件、個別労働関係紛争事件が2件あり、それらの事件の終結状況は調整事件が取下げ1件、審査事件が関与和解1件、取下げ1件、個別労働関係紛争事件が解決1件、打切り1件となっております。

また、労働組合の資格審査や労働争議の実情調査を行ったほか、労働委員会の紛争解決制度について、労働者、労働組合及び事業主等に広く周知するため、機会を捉えて広報活動を実施しております。

特に、全国統一で「個別労働紛争処理制度」周知月間と定めている10月には、「休日労働相談会」を長崎市と佐世保市において各1回開催したほか、県・市町や関係団体等の広報誌への掲載やポスター・チラシ配布、新聞折込みなど、幅広い媒体を活用して集中的に広報活動に取り組みました。

引き続き、労働委員会活動の広報に努めながら、労使紛争事件の迅速かつ的確な解決を目指してまいります。

この年報が、日頃より労働問題に関心を寄せておられる皆様方の御参考になれば幸いです。

令和7年2月

長崎県労働委員会

事務局長 田中 紀久美

目 次

第1章 労働委員会の概要

第1節 組 織	1
第2節 権 限	1
第3節 委 員	2
第4節 あっせん員候補者	3
第5節 事務局	5

第2章 労働委員会の活動

第1節 会 議	6
1 総 会	6
2 公益委員会議	15
3 連絡協議会・連絡会議	16
第2節 労働争議の調整	
1 調整事件の概要	21
2 取扱状況	24
3 事件記録	24
4 争議行為の予告通知	25
5 労働争議の実情調査	26
第3節 労働組合の資格審査	
1 資格審査制度の概要	28
2 審査の概要	28
第4節 不当労働行為事件の審査	
1 不当労働行為制度の概要	30
2 審査の概要	30
3 事件記録	32
4 再審査	34
5 行政訴訟	34
第5節 非組合員の範囲の認定・告示	35
第6節 個別的労使紛争のあっせん	36
1 個別あっせんの概要	36
2 取扱状況	37

第1章 労働委員会の概要

第1節 組織

県労働委員会（以下「労働委員会」という）は、労働組合法第19条及び第19条の12の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における労働争議の調整、不当労働行為の判定等を行っている。

（1）委員会

労働委員会は、公益、労働者、使用者の各側を代表する委員、各同数をもって組織され、本県の場合、法令に基づき各側5名の総数15名である。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命し、その任期は2年である。

（2）あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働争議の解決に当たらせるため、学識経験を有し労働争議の解決に援助を与えることができる者に、労働委員会が委嘱することとされている。

（3）事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12の規定に基づきその事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長以下必要な職員が配置されている。

第2節 権限

労働委員会がその権限に基づいて行う主な業務は、次のとおりである。

1．調整的業務

労働争議のあっせん、調停及び仲裁（労働組合法第20条、労働関係調整法第10～35条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第14・15条）

2．準司法的業務

（1）労働組合の資格審査及び決定（労働組合法第5・11条）

（2）不当労働行為救済申立ての審査及び命令（" 第27・27条の12）

（3）労働協約の地域的拡張適用に関する決議（" 第18条）

（4）公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）

（5）地方公営企業等の職員のうち使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示等（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条）

3．その他の業務

（1）公益事業における争議行為予告通知の受理（労働関係調整法第37条）

（2）争議行為発生届の受理（" 第9条）

（3）労働争議の実情調査（労働委員会規則第62条の2）

（4）公共職業安定所に対する争議の状況の通報（職業安定法第20条）

（5）個別的労使紛争のあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条、個別的労使紛争のあっせんに関する要綱）

第3節 委員

令和6年は、第42期委員（令和5年11月1日任命）で運営され、委員は、以下のとおりである。

第42期委員（任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	会長 國弘 達夫	弁護士	H 7. 4.28 就任
	会長代理 福澤 勝彦	長崎大学 名誉教授	H11.11. 1 就任
	堀江 憲二	弁護士	H15.11. 1 就任
	山下 肇	弁護士	H23.11. 1 就任
	矢野 生子	長崎県立大学 経営学部教授	H27.11. 1 就任
労働者委員	宮崎 辰弥	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー	H29.11. 1 就任
	高藤 義弘	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長	R 1.11. 1 就任
	本田 恵美子	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員	R 1.11. 1 就任
	塩田 淑文	三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部執行委員長	R 3.11. 1 就任
	菊永 昌和	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長	R 5.11. 1 就任
使用者委員	川口 勇一郎	キングタクシー株式会社 代表取締役社長	H23.11. 1 就任
	永江 圭爾	株式会社昭和堂 専務取締役	H25.11. 1 就任
	岩根 信弘	長崎観光貿易株式会社 取締役	H27.11. 1 就任
	小野 裕子	株式会社日本冷熱 監査役	R 3.11. 1 就任
	峯下 隆久	長崎県経営者協会 専務理事	R 5.11. 1 就任

（令和6年12月31日現在）

第4節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働委員会が労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づいて、労働争議のあっせんを行わせその解決を図るため、学識経験者等の中から適任者を選び委嘱しているものである。

令和6年における委嘱状況は次のとおりである。

長崎県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	職業	委嘱年月日	備考
		解任年月日	
國弘 達夫	弁護士	H 7. 5. 8	会長
福澤 勝彦	長崎大学 名誉教授	H11.11. 5	会長代理
堀江 憲二	弁護士	H15.11. 5	公益委員
山下 肇	弁護士	H23.11. 7	公益委員
矢野 生子	長崎県立大学 経営学部教授	H27.11. 5	公益委員
宮崎 辰弥	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー	H29.11. 6	労働者委員
高藤 義弘	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長	R 1.11. 5	労働者委員
本田 恵美子	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員	R 1.11. 5	労働者委員
塩田 淑文	三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部執行委員長	R 3.11. 5	労働者委員
菊永 昌和	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長	R 5.11. 6	労働者委員
川口 勇一郎	キングタクシー株式会社 代表取締役社長	H23.11. 7	使用者委員
永江 圭爾	株式会社昭和堂 専務取締役	H25.11. 5	使用者委員
岩根 信弘	長崎観光貿易株式会社 取締役	H27.11. 5	使用者委員
小野 裕子	株式会社日本冷熱 監査役	R 3.11. 5	使用者委員
峯下 隆久	長崎県経営者協会 専務理事	R 5.11. 6	使用者委員

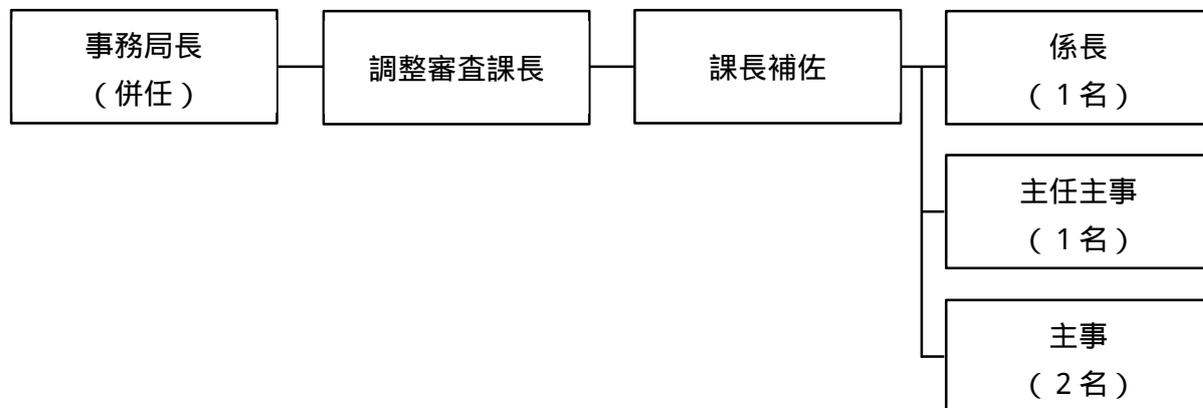
氏 名	職 業	委嘱年月日	備 考
		解任年月日	
田中 紀久美	労働委員会事務局長	R 5. 4. 5	職 員
西平 能成	労働委員会事務局調整審査課長	R 5. 4. 5	職 員

(令和6年12月31日現在)

第5節 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12の規定に基づき、労働委員会の事務を処理するために設置され、事務局長以下必要な職員が配置されている。

組織



(令和6年12月31日現在)

分掌事務

- ・ 総務に関すること
- ・ 総会に関すること
- ・ 年報の作成及び広報に関すること
- ・ 争議行為発生届の受理に関すること
- ・ 公益事業における争議行為予告通知の受理に関すること
- ・ 争議行為のあっせん、調停及び仲裁に関すること
- ・ 労働争議の実情調査に関すること
- ・ 公益委員会議に関すること
- ・ 労働組合の資格審査及び決定に関すること
- ・ 不当労働行為救済申立ての審査及び命令に関すること
- ・ 労働協約の地域的拡張適用の決議に関すること
- ・ 公益事業における争議行為予告違反に対する処罰請求に関すること
- ・ 地方公営企業等の職員のうち、使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示等に関すること
- ・ 個別的労使紛争のあっせんに関すること

第2章 労働委員会の活動

第1節 会議

1 総会

総会は、労働委員会規則第4条の規定に基づき、毎月2回（原則として5日、21日）定例的に開催されるほか、必要に応じて会長の招集又は事務局長の招請により臨時に開催することができる。

この会議に付議される事項は、労働委員会規則第5条第1項に定められた、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱・解任、調停・仲裁の開始、会長・会長代理の選挙等である。

このほか会議議題は、承認事項、同意事項、報告事項が下記のとおりである。

総会議題分類は次のとおりである。

承認事項

1. 事項が緊急又は日常軽易なもので、会長が総会に付議する以前に処理をしたとき
2. 公益委員会議の際、ある特定の事項について委員を指名し、議事をつかさどらせるとき
3. 総会の議事録

付議事項

1. 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用
2. あっせん員候補者の委嘱及び解任
3. 臨時のあっせん員の委嘱
4. 調停及び仲裁の開始
5. 委員の罷免の同意並びに会長及び会長代理の選挙
6. 事務遂行上必要と認める、使用者及び労働組合等に対する要求、臨検検査並びに臨検検査を行わせる者の指名
7. 規則の制定及び改廃に関する事項
8. 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免
9. 議決事項についての委員の直接利害関係の有無
10. 無料の職業紹介事業又は労働者供給事業を行おうとするときの労働組合の資格審査開始の決定
11. 小委員会の設置
12. 総会の公開
13. その他会長が必要と認める事項

同意事項

1．特別調整委員が、総会において、その関係する調停又は仲裁事件について意見を述べようとするとき

2．会長が、総会の経過の全部又は一部を公表しようとするとき

報告事項

1．公益委員会議における決定

2．必要に応じての調停、仲裁及び小委員会の会議の経過及び結果

3．審査の開始及び再開、事件の移送、申立ての却下、申立ての取下げ和解の成立、命令書の写しを交付した旨

4．緊急命令又は確定した命令に使用者が従わない旨

5．確定判決により支持された命令に使用者が従わない旨

6．緊急命令の申立てをした旨及びその処分に対する再審査の申立てがあった旨

7．公益事業における争議行為予告違反につき審査を開始した旨及び当該当事者に警告をした旨、また、その審査の結果

8．公益事業における争議行為予告通知及びその実情

9．あっせんの経過

10．その他会長が必要と認める事項

また、総会議題の提案順序については、次のとおりである。

1．承認事項

2．付議事項

3．同意事項

4．報告事項

5．その他

令和6年の総会開催状況は次のとおりである。

回数	月日	議題
1906	1.11	1. 承認事項 ・第1905回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 労働争議の実情調査 長崎バスユニオン 五島バス労働組合 (2) 労働組合資格審査 令和5年(資)第2号 3. その他 ・第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について ・第91回九州労働委員会連絡協議会の開催について ・12月の委員活動について ・配付資料について
1907	1.22	1. 承認事項 ・第1906回定例総会議事録について 2. その他 ・令和6年度の定例総会日程(案)について ・2023年度九プロ労委労協第4回命令研究会について(報告) ・配付資料について ・連絡事項
1908	2.5	1. 承認事項 ・第1907回定例総会議事録について 2. 報告事項 不当労働行為救済申立事件 令和6年(不)第1号審査事件 3. その他 ・第91回九州労働委員会連絡協議会における報告事例の提出について ・令和6年度会議開催計画について ・1月の委員活動について ・配付資料について
1909	2.21	1. 承認事項 ・第1908回定例総会議事録について 2. その他 ・令和6年度における労使関係セミナーの開催について ・九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について(報告) ・配付資料について

回数	月日	議題
1910	3. 5	<p>承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1909回定例総会議事録について <p>報告事項</p> <p>(1) 調整事件</p> <p style="padding-left: 40px;">令和5年(調)第1号あっせん事件</p> <p>(2) 争議行為の予告通知</p> <p style="padding-left: 40px;">長崎県民主医療機関連合会労働組合</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県労委における不当労働行為救済申立事件の審問傍聴について(報告) ・ 2月の委員活動について ・ 配付資料について ・ 連絡事項
1911	3.21	<p>1. 承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1910回定例総会議事録について <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 個別あっせん事件</p> <p style="padding-left: 40px;">令和5年(個)第1号個別あっせん事件</p> <p>(2) 争議行為の予告通知</p> <p style="padding-left: 40px;">長崎バスユニオン</p> <p style="padding-left: 40px;">島原鉄道労働組合</p> <p style="padding-left: 40px;">壱岐交通労働組合</p> <p style="padding-left: 40px;">対馬交通労働組合</p> <p style="padding-left: 40px;">五島バス労働組合</p> <p>(3) 争議行為の発生について</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第91回九州労働委員会連絡協議会について ・ 配付資料について ・ 連絡事項

回数	月日	議題
1912	4. 5	1. 承認事項 ・第1911回定例総会議事録について 2. 報告事項 労働争議の実情調査 ○長崎バスユニオン ○島原鉄道労働組合 壱岐交通労働組合 対馬交通労働組合 五島バス労働組合 3. その他 ・第91回九州労働委員会連絡協議会について ・定例総会等のウェブによる出席について ・3月の委員活動について ・配付資料について
1913	4.22	1. 承認事項 ・第1912回定例総会議事録について 2. 報告事項 不当労働行為救済申立事件 令和6年(不)第1号審査事件 3. その他 ・配付資料について
1914	5. 7	1. 承認事項 ・第1913回定例総会議事録について 2. その他 ・令和6年度九州労働委員会会長会議・事務局長会議について ・令和6年度長崎県産業支援制度説明会について ・4月の委員活動について ・配付資料について
1915	5.21	1. 承認事項 ・第1914回定例総会議事録について 2. その他 ・第91回九州労働委員会連絡協議会について(報告) ・2024年度九プロ労委労協総会・研修会について(報告) ・令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組予定について ・配付資料について

回数	月日	議題
1916	6. 5	1. 承認事項 ・第1915回定例総会議事録について 2. その他 ・「今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会」の設置について ・5月の委員活動について ・配付資料について
1917	6.21	1. 承認事項 ・第1916回定例総会議事録について 2. 報告事項 (1) 労働組合資格審査 ○令和6年(資)第2号 (2) 労働争議の実情調査 ○長崎県民主医療機関連合会労働組合 3. その他 ・令和6年度全国労働委員会会長連絡会議・事務局長連絡会議について(報告) ・配付資料について
1918	7. 5	1. 承認事項 ・第1917回定例総会議事録について 2. その他 ・中央労働委員会事務局からのアンケートについて ・委員向け研修会のご提案について ・6月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項
1919	7.22	1. 承認事項 ・第1918回定例総会議事録について 2. 報告事項 不当労働行為救済申立事件 令和4年(不)第1号審査事件 3. その他 ・九プロ労委労協命令研究会の報告について ・委員向け研修について ・中央労働委員会事務局からのアンケートの回答について ・令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組予定について ・配付資料について

回数	月日	議題
1920	8. 5	1. 承認事項 ・第1919回定例総会議事録について 2. その他 ・公労使委員合同研修について ・公労使委員個別紛争専門研修について ・第79回全国労働委員会連絡協議会総会について ・7月の委員活動について ・配付資料について
1921	8.21	1. 承認事項 ・第1920回定例総会議事録について 2. その他 ・令和6年度長崎県病院事務部局担当者説明会について
1922	9. 5	1. 承認事項 ・第1921回定例総会議事録について 2. その他 ・令和6年度労働委員会研修会の実施計画(案)について ・令和6年度における労使関係セミナーの開催について ・8月の委員活動 ・配付資料について ・連絡事項
1923	9.24	1. 承認事項 ・第1922回定例総会議事録について 2. その他 ・次回定例総会(10月7日)での長崎県労働委員会研修会の開催について ・配付資料について ・連絡事項
1924	10.7	1. 承認事項 ・第1923回定例総会議事録について 2. 報告事項 個別あっせん事件 令和6年(個)第1号個別あっせん事件 3. その他 ・令和6年度九州沖縄地区労使関係セミナー(12月18日)について ・9月の委員活動について ・連絡事項

回数	月日	議題
1925	10.21	1．承認事項 ・第1924回定例総会議事録について 2．報告事項 個別あっせん事件 令和6年(個)第1号個別あっせん事件 3．その他 ・九州地区労働委員会使用者委員研修会(9/26～27)の報告について ・長崎県労働委員会研修会の今後の開催日程について ・令和6年度九州・沖縄地区労使関係セミナーについて ・連絡事項
1926	11. 5	1．承認事項 ・第1925回定例総会議事録について 2．報告事項 個別あっせん事件 令和6年(個)第1号個別あっせん事件 3．その他 ・九労委公益委員連絡会議(10/17開催)の報告について ・第3回労委労協命令研究会(10/17開催)の報告について ・第92回九州労働委員会連絡協議会の開催について ・長崎県労働委員会研修会開催日程について(1、2月開催分) ・情報共有について(都道府県労働委員会におけるウェブ会議の利用について) ・10月の委員活動について ・配付資料について ・連絡事項

回数	月日	議題
1927	11.21	<p>1. 承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1926回定例総会議事録について <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 争議行為の予告通知</p> <p style="padding-left: 40px;">長崎バスユニオン</p> <p style="padding-left: 40px;">壱岐交通労働組合</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の報告について ・ 全労委公益委員連絡会議の報告について ・ 全労委労働者側委員連絡協議会の報告について ・ 全労委使用者委員連絡会議の報告について ・ 令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組結果について ・ 配付資料について
1928	12. 5	<p>1. 承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1927回定例総会議事録について <p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度九州・沖縄地区労使関係セミナーについて(12/18開催) ・ 11月の委員活動について ・ 配付資料について ・ 連絡事項
1929	12.23	<p>1. 承認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1928回定例総会議事録について <p>2. 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">労働争議の実情調査</p> <p style="padding-left: 40px;">長崎バスユニオン</p> <p style="padding-left: 40px;">壱岐交通労働組合</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度公労使委員個別紛争専門研修(12/5～6開催)の報告について ・ 第92回九州労働委員会連絡協議会の本県提出事例について ・ 源泉徴収票等の法定調書に係る確認について ・ 令和7年1月14日(火)の定例総会について ・ 配付資料について

2 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで構成される会議で、不当労働行為事件の判定など労働委員会の準司法的機能を担う意思決定機関である。

この会議で審議決定される主な事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査
- (2) 不当労働行為の成否の判定及び命令の内容
- (3) 不当労働行為事件の申立書記載要件の補正、当事者の追加、申立の却下
- (4) 不当労働行為事件の審査の実効を確保するために必要な措置の勧告

令和6年の開催状況は次のとおりである。

回数	月日	付議事項
1006	7. 5	・労働組合資格審査（令和6年（資）第2号）について

3 連絡協議会・連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理につき必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長・事務局長・課長等の連絡会議が全国及び地域別に開催されている。

令和6年の開催状況は次のとおりである。

(1) 委員関係

全国会議

会議名等	議題等
全国労働委員会会長連絡会議 R6. 6.14 岐阜県：ホテルグランヴェール岐山	講演：「正職員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性 名古屋自動車学校(再雇用) 事件・最小判令5.7.20」 1 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて
第79回全国労働委員会連絡協議会総会 R6.11.14～15 東京都：一橋大学一橋講堂 出席委員：公益委員 福澤、山下 労側委員 高藤、塩田 使側委員 川口、岩根	講演：近年における労働裁判例の動向 1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について 2 審査の迅速化に向けた取組について 3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

ブロック会議

会議名等	議題等
九州労働委員会会長会議 R6. 4.18 福岡県：福岡県吉塚合同庁舎	1 労働関係が曖昧な場合のあっせんの対応について 2 団体交渉における財務資料の提示について
第91回九州労働委員会連絡協議会 R6. 5.16～17 沖縄県：沖縄県教職員共済会館 八汐荘、ホテルコレクティブ 出席委員：公益委員 福澤、山下 労側委員 高藤、菊永 使側委員 岩根、峯下	講演：「近年における労働裁判の動向について」 1 個別労働関係紛争あっせん事件、集团的労使紛争あっせん事件及び不当労働行為審査事件についての特徴的な事例の検討 事例1 個別労働関係紛争あっせん事件 事例2 不当労働行為審査事件 事例3 集团的労使紛争あっせん事件

会議名等	議題等
九州労働委員会公益委員連絡会議 R6.10.17 熊 本 県：熊本市国際交流会館 出席委員：公益委員 堀江、矢野	講演：労組法は地方にもう存在しないかも - 断言はしないけど、そうなら労委はどうしましょうかね？ - 1 不当労働行為審査事件における申立期間及び支配介入の判断について

(2) 事務局関係

全国会議

会議名等	議題等
全国労働委員会事務局長連絡会議 R6. 6.13 岐 阜 県：ホテルグランヴェール岐山	1 DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について 2 労働委員会と労働局との連携について
全国労働委員会事務局調整主管課長会議 R6.10.28 東 京 都：労働委員会会館	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告
全国労働委員会事務局審査主管課長会議 R6.10.29 東 京 都：労働委員会会館	1 中間収入の控除について 2 併合事件について 3 中労委の民事訴訟のIT化への対応について（報告事項）

ブロック会議

会議名等	議題等
九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整・審査部門) R6. 1.25～26 長 崎 県：長崎県庁	1 使用者が休憩室でのピラ配布を許可しなかった場合の労組法7条3号の成否等について 2 ポストノーティス命令発出基準等の有無について 3 相談段階における相談者からの不当労働行為に該当するか否かの質問対応について 4 不当労働行為事件救済命令に対する取消訴訟が提起された場合の事務処理について（情報交換） 5 労災の結果があっせん事項に影響を及ぼすことが考えられる事例への対応について

会 議 名 等	議 題 等
	<ul style="list-style-type: none"> 6 被申請者と連絡がとれない場合の対応について 7 被申請者のあっせん不承諾理由について 8 外国人労働者に係る事件の状況について（情報交換） 9 外国語での通訳サポートが必要な外国人労働者から労働相談及びあっせんの申請があった際の対応方法について 10 通訳を必要とする相談者への対応について（情報交換） 11 労働争議の実情調査結果の総会報告について（情報交換） 12 労働委員会の事務における「アナログ規制」の点検・見直しの状況について 13 不当労働行為事件、あっせん事件において、担当委員、あっせん員が期日外で当事者と接触した事例について（情報交換）
<p>九州労働委員会事務局長会議 R6. 4.18 福 岡 県：福岡県吉塚合同庁舎</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和5年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算(案)の承認について 2 九州ブロック労働委員会諸会議及び協議会予算の見直しについて（協議） 3 令和6年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算(案)の承認について 4 広報活動について（情報交換） 5 労働組合資格審査の手續について（情報交換） 6 委員としての見識を深めるための方策について（情報交換）

会 議 名 等	議 題 等
<p>九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門) R6. 7.18～19 佐賀県：佐賀県庁</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事者がフリーランス(個人事業主)の事件、相談について 2 あっせん開始の判断が難しい場合の対応について 3 障がい者の契約更新にかかる助言及びあっせんについて 4 あっせんの解決率の上昇につながる効果的な取組及びあっせんの平均処理日数の減少につながる効果的な取組について 5 労働者性が争点となるあっせん申請の取扱いについて 6 合同労組からのあっせん申請について 7 あっせん不承諾の意向を示した被申請者への対応について(情報交換) 8 労働争議の実情調査の範囲について 9 労働相談者・あっせん申請者が労委を認知したきっかけについて 10 あっせん終結後、あっせんの合意事項に違反した場合の対応について
<p>九州労働委員会事務局課長会議 R6. 9. 5 鹿児島県：鹿児島県庁</p>	<p>(協議)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 九州労働委員会会長・事務局長会議の開催時期について 2 令和7年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について 3 令和7年度調査研究会議の研修内容等について 4 九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領の一部改定について 5 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について 6 令和7年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算の見直しに係る実施事業について 7 繰越金を活用した令和7年度を取組(案)について (情報交換) 8 総会等会議におけるペーパーレス化及びウェブ活用の状況について

会 議 名 等	議 題 等
	<p>9 労働委員会の実務へのITの活用について</p> <p>10 労働相談後のフォローアップについて</p> <p>11 労働委員会委員の活用のための労働相談会等の実施について</p> <p>12 労働委員会と知事部局の労働行政担当課との連携について</p>

第2節 労働争議の調整

1 調整事件の概要

労働委員会で行う労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の3種類である。

令和6年の取扱件数は1件で、以下のとおりである。

(1) 取扱件数

1-1表：調整区分別取扱件数

	R2	R3	R4	R5	R6
あ っ せ ん	3(1)	3	3(2)	1	1(1)
調 停					
仲 裁					
計	3(1)	3	3(2)	1	1(1)

(注)()前年からの繰越で内数

1-2表：業種別件数(新規事件)

	R2	R3	R4	R5	R6
農 業 , 林 業					
漁 業					
鉱業, 砕石業, 砂利採取業					
建 設 業					
製 造 業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
情 報 通 信 業					
運 輸 業 , 郵 便 業	1	1			
卸 売 業 , 小 売 業	1				
金 融 業 , 保 険 業					
不動産業, 物品賃貸業					
学術研究, 専門・技術サービス業					
宿泊業, 飲食サービス業					
生活関連サービス業, 娯楽業			1		
教 育 , 学 習 支 援 業					
医 療 , 福 祉		2		1	
複 合 サ ー ビ ス 事 業					
サ ー ビ ス 業					
公 務					
計	2	3	1	1	0

(2) 申請者等

2-1表：申請者別件数（新規事件）

	R2	R3	R4	R5	R6
労働組合	2	3	1	1	
使用者					
労働委員会の職権					
計	2	3	1	1	0

2-2表：労働組合規模別件数（該当事業所内の組合員数別、新規事件）

	R2	R3	R4	R5	R6
29人 以下	1	2	1	1	
30 ~ 99人	1				
100 ~ 299人					
300人 以上		1			
計	2	3	1	1	0

(3) 調整事項

3-1表：調整事項別件数（新規事件）

	R2	R3	R4	R5	R6
賃金等	1	1			
給与以外の労働条件					
経営又は人事					
団交促進	1	2	1	1	
その他	1				
計	3	3	1	1	0

(注) 1件に複数の調整事項が含まれることもあるので、他表の件数とは一致しないことがある。

(4) 終結区分

4-1表：終結区分別取扱件数

	R2	R3	R4	R5	R6
解 決		1	2		
取 下 げ			1		1
打 切 り ・ 不 調	3				
計	3	1	3	0	1
(繰 越)		2		1	

(5) 所要日数

5-1表：調整所要日数別取扱件数

所要日数・年次別	R2	R3	R4	R5	R6
1 ~ 10日					
11 ~ 20日					
21 ~ 30日					
31 ~ 50日	1				
51 ~ 90日					
91日 以上	2	1	3		1
計	3	1	3	0	1

(注) 処理日数はあっせん員指名の日から終結までの日数。

2 取扱状況

番号	事件番号	調整区分	調整事項	申請者	申請年月日	終結区分	調整回数	処理日数	あっせん員
					終結年月日				
1	5 (調) 1	あっせん	・誠意ある団体交渉の開催	労	R5. 3.17	取下げ	2	336	(公)山下 (労)松田 (労)菊永 (使)船橋 (使)岩根
					R6. 2.21				

(注) 処理日数はあっせん員指名の日から終結までの日数。

3 事件記録(終結した事件)

(1) 令和5年(調)第1号事件

申請年月日	令和5年3月17日	あっせん員 指名年月日	令和5年3月23日
終結年月日	令和6年2月21日		
申請者	A労働組合	申請者 概要	組合員数 30人
被申請者	B(医療業)	被申請者 概要	従業員数 220人
調整事項等	誠意ある団体交渉の開催		
あっせんの 状況	第1回あっせん	令和5年6月5日	
	第2回あっせん	令和5年7月5日	
終結区分等	取下げ		

4 争議行為の予告通知

公益事業の関係当事者が争議行為をしようとする場合、労働関係調整法第37条の規定に基づき、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は県知事にその旨を通知しなければならない。なお、同法第9条が掲げる公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業である。

令和6年に本県関係で予告通知があったものは、中央労働委員会経由分も含め38件であった。

内訳は下表のとおりで、「運輸事業」の関係当事者が多くを占めており、主な交渉事項（争議項目）としては「賃金」に関するものが多い。

(1) 業種別区分

業種 受付労委	運輸事業	郵便、信書便 又は電気通信 の事業	水道、電気又 はガスの供給 の事業	医療又は公衆 衛生の事業	計
長崎県労働委員会				1	1
中央労働委員会	28	3	1	5	37
計	28	3	1	6	38

(2) 事項別区分

事項 受付労委	賃金	一時金	労働協約	労働条件	その他	計
長崎県労働委員会	1				1	2
中央労働委員会	20	4		6	10	40
計	21	4		6	11	42

(注) 1件の予告通知に複数の交渉事項（争議項目）が含まれることがある。

(3) 予告通知の受付件数の推移

年 受付労委	R2	R3	R4	R5	R6
長崎県労働委員会	4	4	4	3	1
中央労働委員会	22	30	31	38	37
計	26	34	35	41	38

5 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づき、当委員会に争議行為の予告通知があったもの及び中央労働委員会経由で通知があったもののうち、県内に本社又は組合の本部がある公益事業について労働争議の実情調査を行う。

令和6年の調査件数は10件で、詳細は以下の表のとおりである。

なお、実情調査の対象とした案件において、令和6年に発生した争議行為は1件であった。

(1) 実情調査の推移

関係当事者の業種別区分

業種 \ 年	R2	R3	R4	R5	R6
運 輸 事 業	10	12	8	7	9
郵便、信書便又は電気通信の事業					
水道、電気又はガスの供給の事業					
医療又は公衆衛生の事業				1	1
計	10	12	8	8	10

交渉事項別区分（主な交渉事項）

交渉事項 \ 年	R2	R3	R4	R5	R6
賃 金	5	6	6	6	6
一 時 金					
労 働 協 約 関 係	5	3	2	1	1
そ の 他		3		1	3
計	10	12	8	8	10

(2) 実施状況

番号	組 合 名 (関係当事者の事業)	組合員数 (人)	交 渉 事 項 (争 議 項 目)	調査開始日	争 議 行 為	終 結 状 況
				調査終結日		
1	五島バス労働組合 (運 輸 事 業)	49	労働条件等	R5.11.20	無	解決
				R6. 1.10		
2	長崎バスユニオン (運 輸 事 業)	167	労働協約改定等	R5.11.27	無	解決
				R6. 1.10		
3	長崎県民主医療機関 連合労働組合 (医 療 又 は 公 衆 衛 生 の 事 業)	322	賃上げ等	R6. 2.29	有	解決
				R6. 6.18		
4	長崎バスユニオン (運 輸 事 業)	163	賃上げ等	R6. 3.12	無	解決
				R6. 3.29		
5	島原鉄道労働組合 (運 輸 事 業)	110	賃上げ等	R6. 3.12	無	解決
				R6. 3.28		
6	壱岐交通労働組合 (運 輸 事 業)	47	賃上げ等	R6. 3.12	無	解決
				R6. 3.25		
7	対馬交通労働組合 (運 輸 事 業)	44	賃上げ等	R6. 3.12	無	解決
				R6. 3.26		
8	五島バス労働組合 (運 輸 事 業)	49	賃上げ等	R6. 3.12	無	解決
				R6. 3.27		
9	長崎バスユニオン (運 輸 事 業)	157	労働条件等	R6.11.18	無	解決
				R6.12.11		
10	壱岐交通労働組合 (運 輸 事 業)	47	労働条件等	R6.11.18	無	解決
				R6.12.11		

第3節 労働組合の資格審査

1 資格審査制度の概要

労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合でなければ、

不当労働行為の救済手続 (同法第27条)

法人登記 (同法第11条)

労働委員会の労働者委員の推薦 (同法第19条の12第3項)

などを行うことができない。 (同法第5条第1項)

このため、労働組合は、その都度、労働委員会に証拠を添えて資格審査の申請を行うこととなる。

2 審査の概要

(1) 取扱件数の推移

		R2	R3	R4	R5	R6
取扱 件数	前年からの繰越	2	3	1	2	1
	新 規	1	1	1	2	2
	計	3	4	2	4	3
申請 事由別 件数	不当労働行為事件	3	3	2	2	2
	法 人 登 記				1	1
	委 員 推 薦		1		1	
	計	3	4	2	4	3
終結 件数	取 下 げ				1	
	打 切 り		2			2
	適 格		1		2	1
	不 適 格					
	計	0	3	0	3	3
翌年へ繰越		3	1	2	1	0

(2) 取扱状況

令和6年の取扱件数は3件で、うち新規の申請は2件である。

申請事由別では、不当労働行為救済申立に係るものが2件、法人登記を目的とするものが1件となっている。

終結件数は3件で、翌年へ繰越となったものはない。

番号	審査番号	申請者	申請事由	申請日	終結区分
				終結日	
1	4(資)1	A労働組合	不当労働行為事件	R4. 7.26	打切り
				R6. 7. 8	
2	6(資)1	B労働組合	不当労働行為事件	R6. 1.29	打切り
				R6. 4.18	
3	6(資)2	C労働組合	法人登記	R6. 6.14	適格 決定R6.7.5
				R6. 7.10	

第4節 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為制度の概要

- (1) 労働組合又は労働者は、使用者が次の行為を行ったときは、労働委員会に対し、救済申立てをすることができる。(労働組合法第27条・労働委員会規則第32条)
- (ア) 労働組合の結成・加入あるいは正当な組合活動をしたことに対し、その労働者を不利益に取り扱うこと (同法第7条第1号前段)
 - (イ) 労働者が労働組合に加入しないこと、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること (同法第7条第1号後段)
- 正当な理由なく団体交渉を拒否すること (同法第7条第2号)
- (ア) 労働組合の結成や運営を支配し、若しくはこれに介入すること (同法第7条第3号前段)
 - (イ) 労働組合の運営に対し、経費援助を行うこと (同法第7条第3号後段)
- 労働者が労働委員会に対し救済申立てなどを行ったことに対し、報復措置をとること (同法第7条第4号)
- (2) 労働委員会は申立てに基づき、調査・審問を行い、事実を認定し、救済命令等必要な処分を行う。(同法第27条、27条の7、27条の12)
- (3) 長崎県労働委員会においては、事件の審査期間(救済申立から終結までの期間)の目標を、平成24年11月22日以降に申立てがあった事件について、1年としている。(同法第27条の18)

2 審査の概要

(1) 取扱件数の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	
取扱 件数	前年からの繰越	2	3	1	2	1	
	新 規	1		1		1	
	計	3	3	2	2	2	
終結 件数	和解等	取 下 げ				1	
		和解	関 与		2		1
			無関与				
	小 計		0	2	0	0	2
	命 令	全部救済					
		一部救済					1
		棄 却					
小 計		0	0	0	1	0	
計		0	2	0	1	2	
翌年へ繰越		3	1	2	1	0	

(2) 取扱状況

令和 6 年の取扱状況は 2 件で、うち新規の申請は 1 件である。

また、終結件数は 2 件で、その内訳は関与和解が 1 件、取下げが 1 件である。

整理番号	事 件	申立日	終結区分	処理日数
		終結日		
1	令和 4 年 (不) 第 1 号事件	R4. 7.26	関与和解	714
		R6. 7. 8		
2	令和 6 年 (不) 第 1 号事件	R6. 1.29	取下げ	81
		R6. 4.18		

(3) 審査期間の目標達成状況

終結した事件のうち、目標期間である 1 年以内に終結した事件は 1 件であった。

3 事件記録

(1) 令和4年(不)第1号事件

申立人	X1労働組合	申立時の組合員数	44人(関係9人)			
被申立人	Y1(運輸業、郵便業)	申立時の従業員数	43人			
事件概要・申立要旨	<ul style="list-style-type: none"> X1組合とY1との間の労使間の規範は、Y1が協議会に加盟した昭和年以降、令和年月末の協議会解散及び基本協約失効時まで、X1組合と協議会との労使関係を通じ、形成してきた。 協議会解散後、Y1は、X1組合が従前どおりの内容での労働協約締結を求めても一切締結せず、具体的な改定案も示さなかった。 X1組合は、令和年月日付け「団体交渉申入れ」にて、年夏季一時金を協議内容とする団体交渉の申入れを行ったが、Y1は同月日付け「御連絡」にて団体交渉を拒否した。 X1組合は、令和年月日付け「団体交渉申入れ」にて、労働時間変更(確認書)についてを協議内容とする団体交渉の申入れを行ったが、Y1は開催に応じなかった。 Y1は、令和年月日以降、一時金支払いについてX1組合本部との接触や協議をあからさまに忌避し、支部長個人に通告した。 Y1は、令和年月日、支部長個人に時間外労働の変更に関する確認書に署名させた。 					
	第7条該当号	2、3				
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> Y1は、労働協約締結に関する団体交渉が実質的かつ公正に行われ労働協約の締結に関する具体的な結論が出されるまでは、年間一時金の支払金額及びX1組合本部との関係を含めて、従前の労働協約の内容に従って、X1組合との労使関係を営むこと。 Y1は、年の年間一時金について、従前の労働協約の支払基準に従った金額と既に支払った金額との差額に、夏季一時金については年月日から、冬季一時金については同年月日から、をそれぞれ支払済みに至るまで年5%の金員を付加して、X1組合員に支払うこと。 X1組合への文書手交と文書掲示 					
担当委員	(公) 國弘・福澤 (労) 高藤・塩田 (使) 岩根・小野					
審査状況	R4. 7.26	申立て		R5. 6.22	第3回委員調査	
	R4.11. 9	第1回委員調査		R5. 9.28	第4回委員調査	
	R5. 2.24	第2回委員調査		R6. 7. 8	取下げ	
	計	調査回数	4回	審問回数	0回	証人等延数
終結区分	関与和解			処理日数	714日	
				不服申立	-	

(2) 令和6年(不)第1号事件

申立人	X2労働組合	申立時の組合員数	1,612人	
被申立人	Y2(公務)	申立時の従業員数	不明	
事件概要・申立要旨	<ul style="list-style-type: none"> Y2は、令和 年 月 日から、2つの学校給食センターを民間委託化すると表明した。 X2組合は、民間委託の実施により現業職員の配置転換などの勤務・労働条件の変更が生じることから団体交渉の申入れを行ったが、Y2は管理運営事項として団体交渉を拒否した。 			
	第7条該当号	2		
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> Y2は、X2組合が申し入れた「学校給食センターの民間委託化」に関する団体交渉を、管理運営事項を理由に拒否してはならない。 文書掲示 			
担当委員	(公)山下・矢野 (労)宮崎・高藤 (使)永江・峯下			
審査状況	R6. 1.29	申立て		
	R6. 4.18	取下げ		
	計	調査回数 0回	審問回数 0回 証人等延数 0回	
終結区分	取下げ		処理日数	81日
			不服申立	-

4 再審査

(1) 再審査制度の概要

都道府県労働委員会が発した命令（初審命令という）等を不服とする当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。（労働組合法第27条の15）

(2) 再審査申立事件の審査状況

当労働委員会の命令を不服とする再審査申立事件はない。

5 行政訴訟

(1) 訴訟制度の概要

労働委員会の初審命令又は再審査命令に不服のある当事者は、その命令等が発した労働委員会を相手方として、命令の取消しを求めて裁判所に行政訴訟を提起することができる。（労働組合法第27条の19、行政事件訴訟法第9条、第14条）

(2) 行政訴訟の状況

当労働委員会の命令を不服とする行政訴訟の令和6年における状況は次表のとおりであり、1件が係属中である。

事件 番号	原 告	提 訴 日	初 審 の 概 要		
	被 告	終 結 日	事件 番号	7 条 該当号	申立日 終結日 (終結区分)
長崎 地裁 令和5年 (行ウ) 第4号	X(使用者)	R5. 6. 9	2(不)1	2	R2. 5.14
	長崎県	-			R5. 5.12 (一部救済)

第5節 非組合員の範囲の認定・告示

1 概 要

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲、いわゆる使用者の利益代表者の範囲を認定して告示することをその地方公営企業等の主たる事業所を管轄する都道府県労働委員会が取り扱うこととなっている。

労働組合における非組合員の範囲をあらかじめ明確にしておくことで、無用の紛争を防ぎ、地方公営企業等における労使関係を円滑にするものである。

2 取扱事件

令和6年の取扱いはない。

第6節 個別的労使紛争のあっせん

1 個別あっせんの概要

個々の労働者と使用者との間に生じた労働条件等に関する紛争について、労働者又は使用者からあっせんの申し出があったとき、会長から指名されたあっせん員が、公正な立場に立って、実情に即した迅速かつ適正な解決を行う。

(個別的労使紛争のあっせんに関する要綱第2条)

(1) 取扱件数

	R2	R3	R4	R5	R6
前年からの繰越			3	2	1
新規	2	7	5	1	1
計	2	7	8	3	2

(2) あっせん事項別取扱件数(新規事件)

	R2	R3	R4	R5	R6
経営又は人事		3	4	1	
賃金等	2				
労働条件等		1			
職場の人間関係		2	1		1
その他	2	1			1
計	4	7	5	1	2

(注) 1件の申し出に複数のあっせん事項が含まれることがある。

(3) 終結区分別取扱件数

	R2	R3	R4	R5	R6
解決	1	1	3	1	1
取下げ	1				
打切り		3	3	1	1
不開始					
計	2	4	6	2	2
(繰越)		3	2	1	0

(4) 所要日数別取扱件数(終結事件)

	R2	R3	R4	R5	R6
1～20日	1				1
21～30日					
31～40日			1	1	
41～60日			1		
61日以上	1	4	4	1	1
計	2	4	6	2	2

(注) 処理日数はあっせん員指名の日から終結までの日数。

(5) 業種別取扱件数(新規事件)

	R2	R3	R4	R5	R6
農業, 林業					
漁業					
鉱業, 砕石業, 砂利採取業					
建設業					
製造業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業			1		
運輸業, 郵便業					
卸売業, 小売業				1	
金融業, 保険業					
不動産業, 物品賃貸業					
学術研究, 専門・技術サービス業		2			
宿泊業, 飲食サービス業					1
生活関連サービス業, 娯楽業		2			
教育, 学習支援業			2		
医療, 福祉	1	3	2		
複合サービス事業					
サービス業	1				
公務					
計	2	7	5	1	1

2 取扱状況

番号	事件番号	調整事項	申出年月日	終結区分	調整回数	処理日数	担当 あっせん員
			あっせん員指名日				
			終結年月日				
1	5 個 1	・ 契約期間中の解雇に伴う残存期間の賃金相当額の支払い	R5.11.10	解決	1	106	(公) 矢野 (労) 宮崎 (使) 岩根 (使) 峯下
			R5.11.21				
			R6. 3. 5				
2	6 個 1	・ 社会保険・雇用保険加入手続き遺漏とパワハラに対する慰謝料請求	R6.10. 1	打切	0	20	(公) 福澤 (労) 菊永 (使) 川口
			R6.10.10				
			R6.10.29				

(注) 処理日数はあっせん員指名日から終結までの日数。

発 行 : 令和7年2月
編 集 : 長崎県労働委員会事務局
所 在 地 : 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号(行政棟7階)
電 話 番 号 : (095)894-3571
ファックス番号 : (095)894-3481
メールアドレス : s23000@pref.nagasaki.lg.jp
ホームページ : [https://www.pref.nagasaki.jp/section/
rodo-i/index.html](https://www.pref.nagasaki.jp/section/rodo-i/index.html)
(下記QRコードからもアクセスが可能です。)

